

# 公立大学法人滋賀県立大学研究に関する倫理審査委員会規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 80 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第 2 条 委員会は、ヘルシンキ宣言（1964 年採択）および人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）（以下「指針等」という。）の趣旨に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）において人間を対象とした医学系研究（以下「研究」という。）を実施するに当たって必要な審査を行うことを目的とする。

## (審議事項等)

第 3 条 委員会は、理事長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究の実施計画およびその成果の公表計画の指針等に対する適合性に関すること。
- (2) その他人間を対象とした研究における倫理のあり方に関する必要な事項

2 委員会は、前項の審議を行うにあたっては、指針等を踏まえ、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 研究の対象となる個人の人権の擁護
- (2) 研究の対象となる者の個人情報の保護
- (3) 研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法
- (4) 研究によって生ずる個人への不利益および危険性
- (5) 学問領域に対する貢献の予測

3 委員会は、本学以外の研究機関が実施する研究について審査を行った後、継続して当該研究機関の長から当該研究に関する審査を依頼された場合には、審査を行い、意見を述べなければならない。

## (組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究を所掌する理事
- (2) 各学部ごとに選出される教授または准教授 1 人
- (3) 医療に識見を有する本学専任教員で理事長が必要と認める者 1 人
- (4) 事務局次長
- (5) その他本学に所属しない者で、次の各号に掲げる分野の有識者等各 1 人以上
  - ア 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
  - イ 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者

ウ 一般の立場から意見を述べることができる者

- 2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。
- 3 委員会は、男女両性で構成されるものとする。

(任期)

- 第5条 前条第1項第2号、第3号および第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第2項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、研究を所掌する理事をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
  - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第4条第1項第3号または第5号アの委員が1名以上出席し、かつ、第5号イおよびウの委員各1名が出席しなければ、会議を開くことができない。

(審査の判定等)

- 第8条 第3条第1項第1号の審査の判定は、出席した委員の3分の2以上をもって決するところによる。
- 2 前項による審査の判定は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。
    - (1) 承認
    - (2) 条件付承認
    - (3) 変更後再審査
    - (4) 不承認
    - (5) 非該当
  - 3 審査の経過および判定は、記録として保存する。
  - 4 前項の記録は、委員会が必要があると認めるときは、公表することができる。
  - 5 遺伝子の取扱いに関する研究等については別に定めるところによる。
  - 6 条件付承認の判定を受けた申請者は、委員長の指示する時期までに修正した実施計画倫理審査申請書(様式第1号)を委員長へ提出するものとする。
  - 7 委員長は、前項の申請書の内容が適当と判断したときは、委員会の審議にかえて承認の判定を行うことができるものとする。
  - 8 委員長は、前項により承認と判定したときは、その結果を次回開催の委員会に報告するものとする。
  - 9 変更後再審査の判定を受けた申請者は、修正後、再度審査を受けることができる。

(迅速審査)

第9条 第3条第1項にかかる審議について、委員長が次の各号に該当すると判断する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、委員長および委員の中から委員長の指名する者1名による審査（以下「迅速審査」という。）を行うことができる。

- (1) 研究の実施計画またはその成果の公表計画（以下「研究計画」という。）の軽微な変更の審査
  - (2) 共同研究であって、既に主たる機関において倫理審査委員会の承認を受けた分担研究計画等の審査
  - (3) 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画の審査
- 2 委員長は、迅速審査を行ったときは、その結果を次回開催の委員会に報告するものとする。

(専門委員会)

第10条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究実施計画審査の申請手続)

第11条 研究の実施を計画しようとする者は実施計画倫理審査申請書（様式第1号）を、実施計画に基づいて実施された研究の成果を公表しようとする者は公表計画倫理審査申請書（様式第2号）を、当該学部長、全学共通教育推進機構長または附属施設の長を経由して、理事長に提出しなければならない。

- 2 既に承認された実施計画を変更しようとする者は、実施計画倫理審査申請書(計画変更)（様式第3号）を、当該学部長、全学共通教育推進機構長または附属施設の長を経由して、理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前2項の申請があった場合は、委員会に諮ったうえで、第8条第2項の各号に掲げる区分により判定を行う。
- 4 前項の研究実施計画の変更のうち、研究期間、研究代表者の交代および研究分担者の追加・削除・所属変更等軽微な変更にあたるものについては、第1項および第3項の規定に関わらず、様式第4号により理事長に届け出るものとする。
- 5 理事長は、前項に定める届を受理したときは、速やかに委員会に報告するものとする。ただし、当該届が前項の軽微な変更ではないと判断される場合は、第1項および第2項に従い申請を受け付け、審査を行うものとする。

(申請者の出席)

第12条 前条の規定により申請した者（以下「申請者」という。）は、委員会に出席し、または委員会の求めに応じ、研究計画の内容等の説明および意見を述べるることができる。

(判定の通知)

第13条 理事長は、第8条第2項による判定を倫理審査結果通知書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。

（再審査）

第14条 申請者は、審査の結果に異議あるときは、倫理再審査申請書（様式第6号）により再審査を求めることができる。

2 再審査の結果通知については、前条の規定を準用する。この場合において、「倫理審査結果通知書」とあるのは「倫理再審査結果通知書」と読み替えるものとする。

（研究の終了または中止）

第15条 申請者は、研究を終了し、または中止したときは、倫理審査承認研究終了・中止報告書（様式第7号）を当該学部長、全学共通教育推進機構長または附属施設の長を経由して、理事長に提出しなければならない。

（委員等の責務）

第16条 委員およびその事務に従事する者は、次の各号をその責務とする。

- （1）指針に基づき倫理的観点および科学的観点から中立的かつ公平に審査を行うこと。
- （2）審査を行った研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者の人権を尊重する観点ならびに当該研究の実施上の観点および審査の中立性もしくは公平性の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに理事長に報告する。
- （3）倫理的観点および科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。

（準用）

第17条 第8条（第1項を除く。）、第13条および第14条の規定は、第9条の迅速審査について準用する。

（事務）

第18条 委員会の事務は、事務局地域連携・研究支援課において処理する。

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に滋賀県立大学研究に関する倫理審査委員会規程（以下「旧規程」という。）第4条第1項第1号、第2号、第3号または第5号の委員であった者が引き続き施行日において第4条第1項第2号、第3号、第4号または第6号である場合における第5条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員

の任期を通算する。

- 3 この規程の施行前に旧規程の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規程の規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 8 月 5 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 5 条関係)

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 6 条、第 11 条関係)

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(第 16 条関係)

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(第 16 条関係)

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 11 条、第 15 条関係)

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 4 日から施行する。(第 2 条、第 3 条、第 8 条、第 10 条、第 15 条関係)

付 則

この規程は、平成 30 年 2 月 6 日から施行する。(第 8 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条関係)

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(第 18 条関係)